

商品概要説明書

カード型教育ローン（三菱UFJニコス型）

（令和6年10月1日現在）

商品名	カード型教育ローン（三菱UFJニコス型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満18歳以上65歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。○JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証が受けられる方。○その他JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金 (例)<ul style="list-style-type: none">①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。②アパートの家賃等。
契約金額	○10万円以上700万円以内、10万円単位とします。
契約期間	<ul style="list-style-type: none">○ご契約日から1年後の応当日の属する月の25日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳の誕生日以降は契約更新は行いません。○新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○変動金利とします。○お借入利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。○お借入利率には、年1.35%の保証料を含みます。○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後は、元金および利息をご返済いただきます。○約定返済 毎月25日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は以下表のとおりです。

	契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）
	10万円以上 70万円以下	1万円+利息
	80万円以上 150万円以下	2万円+利息
	160万円以上 230万円以下	3万円+利息
	240万円以上 300万円以下	4万円+利息
	310万円以上 380万円以下	5万円+利息
	390万円以上 460万円以下	6万円+利息
	470万円以上 530万円以下	7万円+利息
	540万円以上 610万円以下	8万円+利息
	620万円以上 690万円以下	9万円+利息
	700万円	10万円+利息

○任意返済
 毎月の約定返済のほかに、J A窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。

利息の計算方法 ○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。

担保 ○不要です。

保証人 ○J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。

手数料

- ・カード発行手数料 無料
- ・契約更新手数料 無料
- ・カード再発行手数料 1,100円

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

○苦情処理措置
 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、J A本支店（所）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

○紛争解決措置
 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、J Aバンク相談所にお申し出ください。

※各連絡先は最下部に掲載しております。

その他	<p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、J Aによっては電子契約サービスが利用でき、印紙税が不要となりますが、J A所定の電子契約サービス手数料が必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>																								
お問い合わせ窓口	<p>○詳しくは、お近くのJ A窓口もしくは下記へお問い合わせください。</p> <table border="0" data-bbox="435 611 1425 882"> <tr> <td>J A広島市</td> <td>J Aひろしま</td> <td>J A広島ゆたか</td> <td>0823-66-3710</td> </tr> <tr> <td>中央ローンセンター 0120-850-114</td> <td>本店ローンセンター 082-423-4711</td> <td>J A尾道市</td> <td>0848-23-3323</td> </tr> <tr> <td>西ローンセンター 0120-850-127</td> <td>西部ローンセンター 0829-39-4939</td> <td>J A福山市</td> <td>084-924-2372</td> </tr> <tr> <td>南ローンセンター 0120-850-012</td> <td>安芸ローンセンター 082-822-5803</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>呉ローンセンター 0823-24-3132</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東部ローンセンター 0848-63-3455</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	J A広島市	J Aひろしま	J A広島ゆたか	0823-66-3710	中央ローンセンター 0120-850-114	本店ローンセンター 082-423-4711	J A尾道市	0848-23-3323	西ローンセンター 0120-850-127	西部ローンセンター 0829-39-4939	J A福山市	084-924-2372	南ローンセンター 0120-850-012	安芸ローンセンター 082-822-5803				呉ローンセンター 0823-24-3132				東部ローンセンター 0848-63-3455		
J A広島市	J Aひろしま	J A広島ゆたか	0823-66-3710																						
中央ローンセンター 0120-850-114	本店ローンセンター 082-423-4711	J A尾道市	0848-23-3323																						
西ローンセンター 0120-850-127	西部ローンセンター 0829-39-4939	J A福山市	084-924-2372																						
南ローンセンター 0120-850-012	安芸ローンセンター 082-822-5803																								
	呉ローンセンター 0823-24-3132																								
	東部ローンセンター 0848-63-3455																								

※苦情処理措置および紛争解決措置にかかる連絡先

●J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	融資部 債権保全課	082-831-5923
ひろしま	リスク管理部 リスク管理課	082-422-6168
広島ゆたか	総務企画課	0823-66-2011
尾道市	総合企画部 リスク管理課	0848-23-3331
福山市	金融共済部 融資課	084-924-2372
広島信連	J Aバンク推進部	082-248-9527

●弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600